

岩美町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、岩美町補助金等交付規則(平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨にのっとり、動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者)のいない猫(以下「野良猫」という。)に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、町民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的として交付する。

(補助対象者等)

第3条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に住所を有する者又は自治会、集落若しくは町内会(以下「自治会等」という。)で、町内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊又は去勢のための手術(不妊又は去勢のために獣医師が必要と認める手術をいう。以下「補助事業」という。)を実施したものとする。この場合において、補助対象者は、当該補助事業に併せて、当該野良猫の耳先の一部を切除する手術を実施しなければならない。

(補助金の交付額)

第4条 本補助金の額は、野良猫1匹につき10,000円又は補助事業に係る費用のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付の申請は、補助事業を実施する前に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金事業計画書及び収支予算書(様式第1号)とする。

(交付決定の時期)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(着手届の適用外)

第7条 この補助金においては、規則第12条の規定にかかわらず、着手届を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第10条第1項の町長が定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) その他補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更
- 2 規則第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金事業報告書及び収支決算書(様式第2号)
 - (2) 不妊去勢手術の領収書(原本)

(免責)

第10条 町は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、環境水道課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。